

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 6月総会議事録

期 日 令和3年6月10日(木)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和3年6月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(9人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光		
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
7番	政時 修			9番	原 健治
		11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(4人)

3番	中村 明
5番	星野 宗広
8番	藤川 航
10番	原口 友博

4、本会事務局 事務局長 林勇 会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第7番 政時委員 第9番 原委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議案第3号 非農地証明願いについて

その他

事務 局長 定刻になりましたので、只今から令和3年6月総会を開催いたします。緊急事態宣言中でありますので、推進委員には欠席していただいています。また、時間短縮で行いたいと思いますので、議案の朗読は省略させていただきます。  
議案書は事前に確認していただいています。質問及び意見等については、特に連絡はありませんでした。もし意見等がある場合は挙手をして発言してください。  
会長挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、9名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 議事録署名人は、■番■委員と■番■委員よろしく願いいたします。

議 長 事務局が先ほど言ったとおり、議案書の朗読は省略し、説明のみとします。  
それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号番号1について説明します。議案書は、1ページです。現在岸野さんは農業をしていませんが、申請地は管理されています。譲受人の有田さんは、譲受後は、水稻をしていくとのことです。また、周囲の営農に影響はないと考えます。  
現地確認は6月4日に■委員と■委員にさせていただきました。2ページに位置図と3ページに航空写真、を添付しております。  
以上です。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■委員 　　先ほど事務局が言われた通り、■■■■さん自身は何年か前に何回か自分も行って説得をしたところです。今回■■■■さんに贈与し農地を手放すことになりました。場所は、■■■■の前で、細長い田です。

議長 　　只今の事務局の説明及び農業委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

なし

議長 　　無いようですので、お諮りいたします  
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

議長 　　賛成多数ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1については、原案のとおり承認とします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号2について、事務局説明をお願いします。

事務局 　　議案第1号番号2について説明します。議案書は、4ページです。  
■■■■さんは取得後、水稻、穀物、果樹を栽培するそうです。また、周囲の営農に影響はないと考えます。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。現地確認は6月4日に■■■■委員と■■■■委員にさせていただきました。  
5ページに位置図と6ページに航空写真、を添付しております。  
以上です。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■委員 　　6月4日に木下委員、事務局、申請者立会いの下、現地確認しました。■■■■さんは、■■■■職員でありましてまだ■■■■歳でトラクタ

一を所有しています。おじさんの水田栽培を手伝っている経緯もありますので、サツマイモや稲作、果樹等を植えていきたいと、意欲的であり問題ないと思います。

議 長 只今の事務局の説明及び農業委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

なし

議 長 無いようですので、お諮りいたします  
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2については、原案のとおり承認とします。  
続きまして、議案第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書は、7ページから17ページです。まず、7ページと15ページに修正があります。7ページ耕地面積、田、349を352、畑、64を65、計413を417、農地台帳面積、田、401を403、畑、138を139、計539を542に訂正をお願いします。15ページ農地台帳面積、田399を401、畑、137を138、計536を539に訂正をお願いします。  
7ページから14ページは令和2年度の活動の点検・評価（案）です。15ページから17ページは令和3年度の活動計画（案）です。  
おもに、17ページ活動計画で遊休農地に関する措置、2番、令和3年度の目標は、解消面積4haとしました。  
昨年遊休農地面積の1割程度の解消を目標としています。  
以上です。

議 長 只今の事務局の説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

委員

昨年の解消面積が8.8ha、今年度目標が4ha となっていますが、目標ができるかどうか、解消方法が必要と思います。

議長

遊休農地については、今事務局のほうで原状回復が難しい所について、しるしを入れてもらっています。それを8月の農地パトロールがありますので、その中でそういう所をピックアップしながら、どのように対応するのか皆さんで協議しながら、農地復旧が困難な所であれば農地から外していく、というような形で進めていきたいと考えています。川崎町においては、後継者がいないという一番大きな問題です。若い者が農業に従事し、受託をしていく組織がない。そういう面を含め川崎町の農業を考えていかなければならないと思っています。

議長

他ございませんか。

なし

議長

無いようですので、お諮りいたします

議案第2号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

議長

賛成多数ですので、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については承認とし、ホームページにて公表いたします。

続きまして、議案第3号・非農地証明願い番号1について、事務局説明願います。

事務局

議案第3号、番号1について説明します。議案書は18ページです。1575番と1198番2については、20年以上も前より写真の通り竹が茂っており、平成9年度から原野として課税されています。また、2007番2については、20年以上も前より写真の通り道となっています。

当地は、平成8年度以前から雑種地として課税されています。

3筆共、農地への復旧は困難と思われれます。

現地確認は6月4日に■■■■委員と■■■■委員にいただきました。19ページに位置図、20ページに航空写真、21, 22ページに現況写真を添付しています。以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■委員

事務局の説明のとおり、2007番2は原委員の田の隣で道路敷きになっています。1575番と1198番2先ほども言われた通り自分たちも■■■■さんが手入れ出来ず、耕作放棄地になっており何回か家に行きましたが奥さん一人でどうしようもないことになって現状は竹が生えています。農地への復旧は困難と思います。

議 長

只今の事務局の説明及び農業委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

なし

議 長

無いようですので、お諮りいたします

議案第3号非農地証明願い番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

議 長

賛成多数ですので議案第3号非農地証明願い番号1については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第3号・非農地証明願いの番号2と番号3については、関連しますので、一括議題としたいが、ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号、番号2・番号3について説明します。

議案書は23ページです。

番号2、2587番4と番号3、2525番2は20年以上も前よりお寺の敷地となっており、農地への復旧は困難です。

平成9年度から原野として課税されています。現地確認は6月4日に■■■■委員と■■■■委員にいただきました

24ページと27ページに位置図、30ページに航空写真25、26、28、29ページに現況写真を添付しております。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■ 委員 　　20年以上も前よりお寺の敷地として利用しており、農地への復旧は困難と思います。以上です。

議 長 　　只今の事務局の説明及び農業委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

なし

議 長 　　無いようですので、お諮りいたします  
議案第3号・非農地証明願い番号2・番号3について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

議 長 　　賛成多数ですので議案第3号非農地証明願い番号2、番号3については、原案の通り承認とします。  
その他に入ります。  
何かありますか。

事 務 局 　　（農業新聞及び農業者年金の推進依頼）  
（活動記録簿の提出依頼）  
6月4日の農業新聞に推進委員の■■■■さんの記事が載っています。  
農作業後の機械についた泥を道路に落とした場合掃除をするよう、農業者に周知願います。  
新聞の切り取りですが、今年もウンカが大量発生しています。警戒をしてください。

議 長 　　他にありませんか。  
次回 総会は、7月9日（金）の午後13時30分から開催します。よろしくお願いたします。



以上をもちまして、川崎町農業委員会6月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉会 19時35分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

7番委員

9番委員

議 長